

◎国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律

(令和四年四月六日法律第一六号)

一、**提案理由** (令和四年三月一〇日・衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会)

○金子(恭) 国務大臣 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況などを考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、基幹放送事業者における中波放送の超短波放送への転換に伴い、超短波放送の放送設備により政見放送をすることができることとするなどの措置を講ずるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に関する事項であります。

最近における選挙等の執行状況を踏まえ、移動期日前投票所の設置に要する経費を措置するための規定及び災害の発生や感染症の蔓延等により生じた経費のうち基準額を超えるものを措置するための規定を整備するとともに、事務費などの基準額を改定することとしております。

また、最近における物価の変動などを踏まえ、投票所経費、開票所経費などの基準額を改定することとしております。

第二に、公職選挙法に関する事項であります。

現在、中波放送の放送設備により行うこととされているラジオ放送による政見放送について、基幹放送事業者における中波放送の超短波放送への転換に伴い、超短波放送の放送設備により行うことができることとしております。

なお、この法律は公布の日から施行することとしておりますが、公職選挙法の改正に係る部分については公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

二、**衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長報告** (令和四年三月二四日)

○浜田靖一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、本案のうち、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に関する部分は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るた

め、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するものであります。

次に、公職選挙法に関する部分は、基幹放送事業者におけるAM放送のFM放送への転換に伴い、FM放送の放送設備により政見放送をすることができることとするものであります。

本案は、去る三月九日本委員会に付託され、翌十日に金子総務大臣から趣旨の説明を聴取し、十七日に質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長報告（令和四年三月三十一日）

○松下新平君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、基幹放送事業者における中波放送の超短波放送への転換に伴い、超短波放送の放送設備による政見放送をすることができることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、選挙の執行状況を踏まえた執行経費基準額の在り方、インターネット投票の導入に向けた検討状況、障害者に係る投票環境の向上、女性の政治参画の促進、地方議会選挙における住所要件の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。